

地域音楽コーディネーター養成講座【大阪2月】

②「文化と地域創生」

音楽の力で地域を元気にする

東大阪市文化創造館 館長

渡辺 昌明

1. 国と地方自治体の文化政策

国の文化政策

- ・文化芸術振興基本法2001年（文化芸術基本法2017年改正）
- ・劇場法（劇場音楽堂等の活性化に関する法律）2012年
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律2018年

地域の文化活動や自治体の文化政策の確認

（1）地方自治体（都道府県市町村）の文化政策を知る。

文化振興条例、文化振興計画、文化振興ビジョン、地域の歴史や伝統文化など

※「東大阪市文化芸術振興条例」※第3次文化政策ビジョン

東大阪の歴史や文化に根差した政策 ラグビーのまち、モノづくりのまち

※クラシックの時間（東大阪市立小学校招待事業）

（2）地域の人々の暮らしの状況や文化団体の活動状況を知る

地域に伝わる伝統文化

市民の文化活動の状況、市民合唱団や市民オーケストラなどの活動状況

（3）文化施設や文化財団

市民会館など地域の文化施設や文化財団の事業内容を知る。

※立川市地域文化振興財団 第3次中期経営計画

2. 事例紹介・音楽で地域を元氣にする取り組み

※東大阪市民ミュージカル「100-ONE hundred」

※東大阪市民オペラ 「カルメン」

※立川いittai音楽まつり

3. 音楽に求められる「社会包摂」の役割

社会的包摂とは社会的に弱い立場の人々を排除することなく、すべての人々を「包摂」包み込むことで、ともに豊かな社会を目指すことを意味する。

経済的、身体的等のハンデがある方にも音楽の魅力を伝える取り組みが大切になる。

※入場無料のランチタイムコンサート

※障害児施設でのコンサート

「音楽をはじめ文化芸術には、人の心に安らぎを与え、またある時は勇気をあたえ、あるいは哀しみに沈む心を慰める力がある。恵まれた環境にある一部の愛好者だけがその力の恩恵にあずかるのではなく、社会全体のための文化芸術でなくてはならない。」

まとめ

- ・自分が住む地域の文化政策や公共施設の活動をすることで、自分が地域で求められる役割や自分のスキルを活かす道が見えてくる。
- ・ネットワークを生かし仲間を集めて地域を盛り上げる。
- ・順風、逆風の中で暮らす様々な境遇の人びとが音楽（文化芸術）によって少しでも元気になるような活動が求められている。